

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人千葉大学の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、人数規模が同規模(当法人常勤職員約3,700人)である民間企業の役員報酬を参考とした。

- (1) 事務次官年間報酬額・・・23,235,000円
- (2) 民間における役員の年間報酬額・・・59,202,000円

##### ② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成16年より期末特別手当において、期末特別手当基準額に、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で、経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増減して支給することができることとしている。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。  
月額については、国立大学法人千葉大学役員給与規程に基づき、俸給月額1,110,000円に地域手当(俸給月額に100分の12.5を乗じて得た額)及び通勤手当を加算して算出している。  
期末特別手当についても同規程に基づき、期末特別手当基礎額(俸給月額+地域手当+俸給月額×100分の25+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額を基準額としており、その基準額について、職務実績に応じて100分の10の範囲内で、経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増減して支給することができる。  
なお、令和7年度は、4月から地域手当の支給割合の減率改定(13.5%→12.5%)を実施した。

理事

俸給月額を638,000円から820,000円までの範囲で学長が定めるほか、上述の法人の長と同じ。

理事(非常勤)

非常勤役員手当として、月額250,000円を支給。  
なお、令和7年度は、改定を行っていない。

監事

俸給月額が708,000円のほか、上述の法人の長と同じ。

監事(非常勤)

非常勤役員手当として、月額200,000円を支給。  
なお、令和7年度は、改定を行っていない。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	21,023	13,320	6,038	1,665 0 (地域手当) (通勤手当)			※
理事A	15,581	9,840	4,460	1,230 50 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	※
理事B	15,906	9,840	4,460	1,230 375 (地域手当) (通勤手当)			※
理事C	15,554	9,840	4,460	1,230 24 (地域手当) (通勤手当)			※
理事D	15,682	9,840	4,460	1,230 151 (地域手当) (通勤手当)			※
理事E	15,867	9,800	4,460	1,225 380 (地域手当) (通勤手当)		3月30日	◇
理事F (非常勤)	3,000	3,000	0	0 0 (地域手当) (通勤手当)			
理事G (非常勤)	3,000	3,000	0	0 0 (地域手当) (通勤手当)			
監事A	13,670	8,496	3,851	1,062 261 (地域手当) (通勤手当)			
監事B (非常勤)	2,400	2,400	0	0 0 (地域手当) (通勤手当)			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

千葉大学は、「つねに、より高きものをめざして」という理念の下、世界を先導する創造的な教育・研究活動を通しての社会貢献を使命とし、生命のいっそうの輝きをめざす未来志向型大学として、たゆみない挑戦を続けることとしている。この使命の達成に向け、令和7年度からは、「生命、環境、そして社会へ。知の共鳴で未来を拓く千葉大学」を主題に掲げ、「研究」「教育」「社会貢献」「経営」「信頼」の5つを柱とした「YOKOTE VISION」を新たに策定した。現在、学長のリーダーシップの下、当該ビジョンの実現に向けた取組を積極的に推進している。

そうした中で、千葉大学の学長は、常勤職員約3,700名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、2分の1以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

千葉大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であるといえ、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとなっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

##### 理事

千葉大学の理事は、上述の学長を補佐して法人の各担当業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う重責を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、3分の1以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、千葉大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の副学長に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前の副学長と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとなっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

##### 理事(非常勤)

千葉大学の理事(非常勤)は、法務担当及び経営・基金担当として、上述の学長を補佐しており、それぞれ担当業務に精通した者から選任している。

理事(非常勤)の年間報酬額は、弁護士等学外の専門家に相談・助言を求めた場合の費用、本学会議への出席回数等を考慮して決定しているが、教育・研究事業で比較的規模である国立大学法人と比較した場合も同等であり、職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事

千葉大学の監事は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて学長又は文部科学大臣に意見を提出する重責を担っており、民間企業経験者から会計業務に精通した者を選任している。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、3分の1以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、千葉大学では、監事の報酬月額を上述の理事に準じて決定しており、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとなっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事(非常勤)

千葉大学の監事は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて学長又は文部科学大臣に意見を提出する重責を担っており、民間企業経験者から会計業務に精通した者を選任している。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、3分の1以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、千葉大学では、監事の報酬月額を上述の理事に準じて決定しており、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとなっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当基準額に、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で、経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増減して支給することができ、当該仕組みを引き続き継続する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、令和7年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当法人常勤職員約3,700人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1)国家公務員・・・令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が414,480円となっており、全職員の平均給与月額は424,979円となっている。

(2)職種別民間給与実態調査において、当法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は、係長で523,272円となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

平成18年から「勤務成績の判定基準」を定め、その基準に基づき、勤勉手当(6月・12月)における支給割合の増減を行うとともに、昇給の区分(号俸数)を決定している。

#### ③ 給与制度の内容

職員の給与は、国立大学法人千葉大学職員給与規程に基づき、俸給、俸給の調整額及び諸手当(管理職手当、本省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特別加算手当、職務付加手当、専門看護師等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、オンコール手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、分娩手当、病院等特別業務手当、幼稚園教諭調整手当、医療従事職員調整手当、研究代表者等特別一時金、地域医療体制調整手当、在宅勤務手当、特定業務調整手当、寒冷地手当及び教職調整額)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給(俸給の調整額及び教職調整額を含む。)+扶養手当+地域手当)に100分の122.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給(俸給の調整額及び教職調整額を含む。)+地域手当)に「勤務成績の判定基準」に従って定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

#### ④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

##### 【令和7年4月1日改正】

- ①俸給月額を増額改定(平均3.0%)及び号俸の切替え
- ②初任給基準表の改正
- ③昇給号俸数の改正
- ④義務教育等教員特別手当支給額表の改正
- ⑤地域手当の支給割合の減率改定(13.5%→12.5%)
- ⑥ベースアップ評価料調整手当の廃止
- ⑦特定業務調整手当の新設(本学子会社の業務に従事する職員に対する手当)

##### 【令和8年1月1日改正】

- ⑧教職調整額の改定(4%→5%)

## 2 職員給与の支給状況等

### ① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):3,676人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):2,726人

### ② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	人 2,101	歳 43.4	千円 7,215	千円 5,261	千円 103	千円 1,954
事務・技術	人 540	歳 44.3	千円 6,377	千円 4,672	千円 122	千円 1,705
教育職種 (大学教員)	人 559	歳 54.5	千円 10,077	千円 7,213	千円 123	千円 2,864
医療職種 (病院看護師)	人 719	歳 35.5	千円 5,885	千円 4,364	千円 70	千円 1,521
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 43.1	千円 8,288	千円 6,081	千円 83	千円 2,207
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 59	歳 41.3	千円 7,698	千円 5,638	千円 117	千円 2,060
医療職種 (病院医療技術職員)	人 205	歳 39.5	千円 6,045	千円 4,457	千円 106	千円 1,588

非常勤職員	人 246	歳 49.2	千円 4,158	千円 3,039	千円 135	千円 1,119
事務・技術	人 178	歳 48.7	千円 4,139	千円 3,026	千円 155	千円 1,113
医療職種 (病院看護師)	人 4	歳 59.5	千円 5,165	千円 3,737	千円 34	千円 1,428
技能・労務職種	人 50	歳 55.3	千円 3,963	千円 2,891	千円 81	千円 1,072
医療職種 (病院医療技術職員)	人 14	歳 30.4	千円 4,818	千円 3,536	千円 99	千円 1,282

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注3:常勤職員及び非常勤職員の医療職種(病院医師)、非常勤職員の教育職種(大学教員)については該当者がいないため欄を省略した。

注4:在外職員、任期付職員、再雇用職員については、該当者がいないため表を省略した。

注5:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注6:「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務手当の合算

[年俸制適用者]

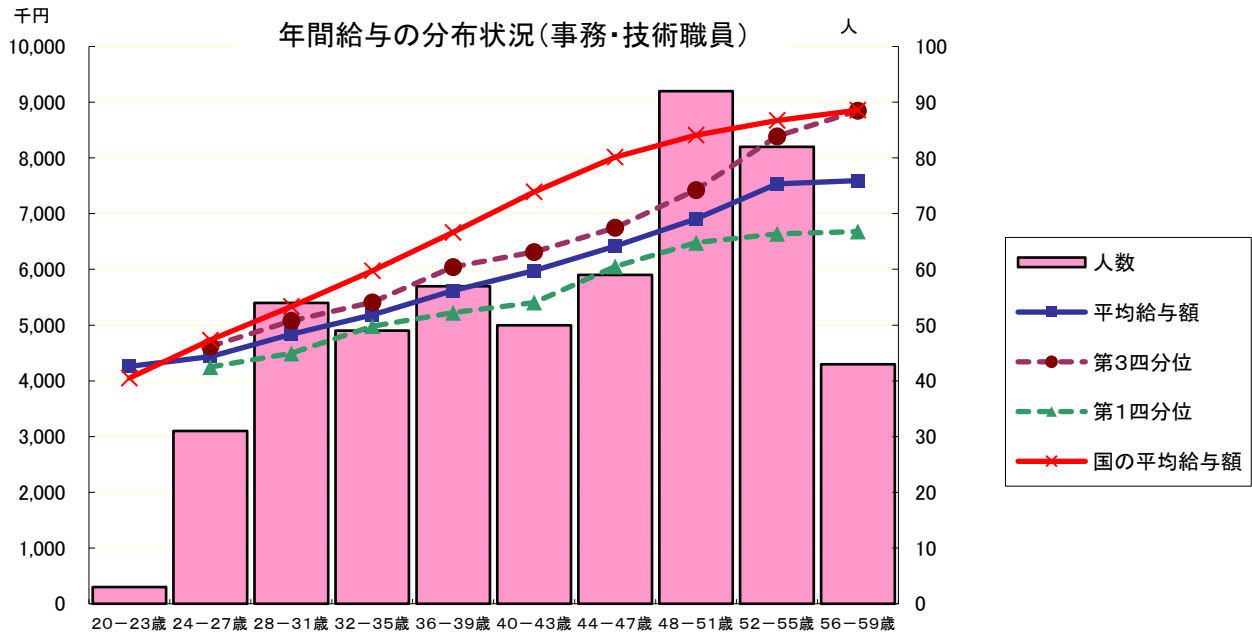
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員 (年俸制)	623	45.4	8,404	8,404	128	0
教育職種 (大学教員)	388	44.7	9,246	9,246	114	0
事務・技術 (特定年俸制)	45	50.3	5,285	5,285	133	0
教育職種 (特定年俸制)	174	45.7	7,519	7,519	162	0
特別研究職種	7	37.5	4,433	4,433	89	0
高度特定専門職種	9	49.9	7,943	7,943	103	0

注1:常勤職員(年俸制)の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

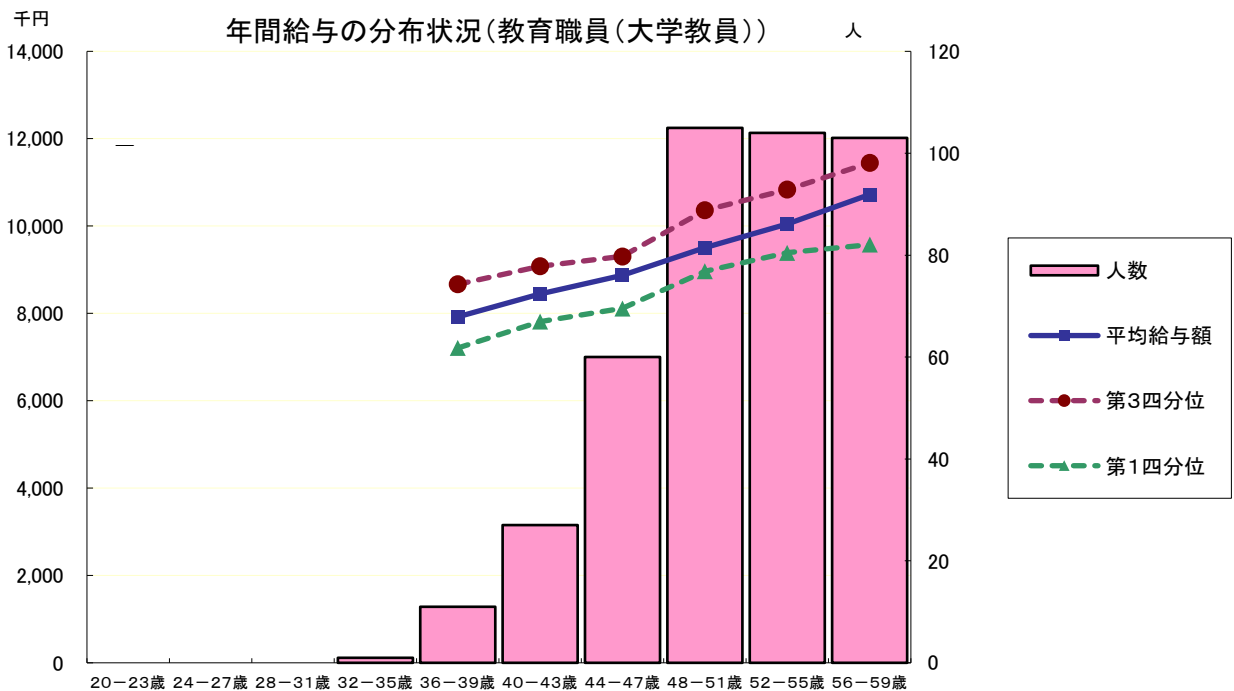
注3:「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務手当の合算

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
〔在外職員、任期付職員、再雇用職員及び年俸制適用者を除く。以下、⑤まで同じ。〕

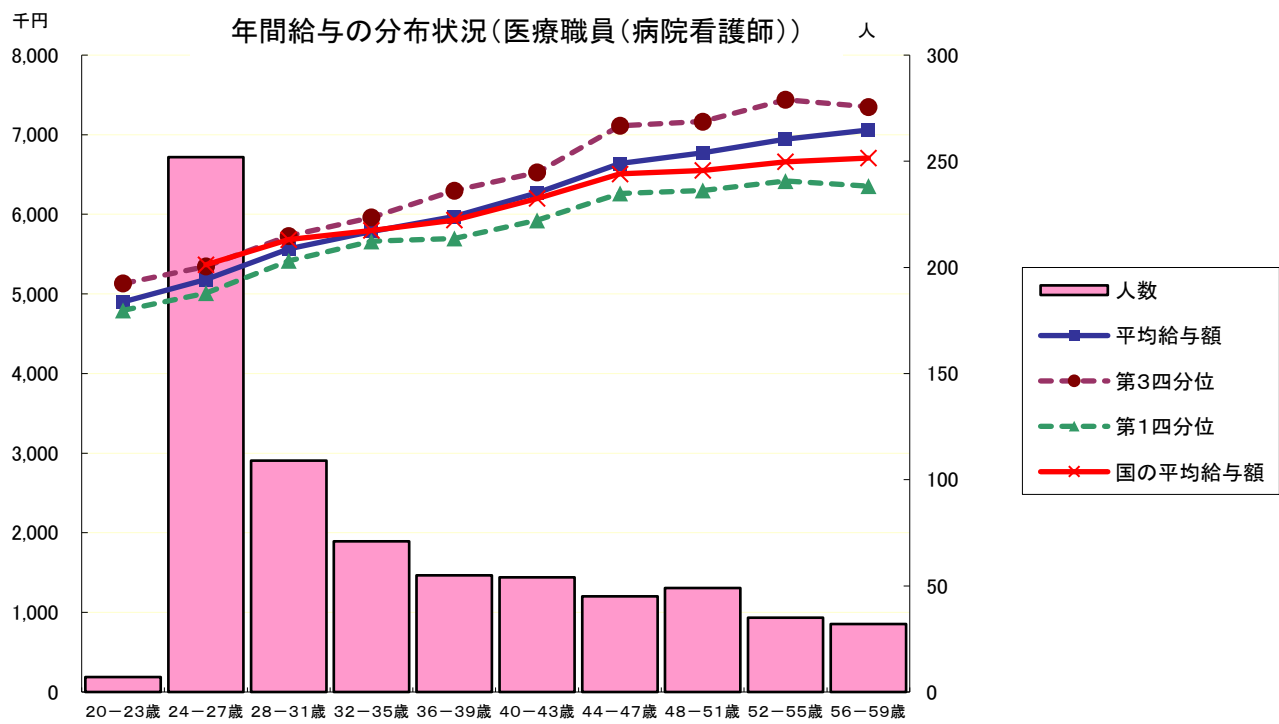


注1:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢32～35歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	9	57.3	10,129	11,644 ～ 8,819
課長	39	53.4	8,681	9,837 ～ 7,538
課長補佐	99	52.9	7,210	9,821 ～ 4,970
係長	154	47.9	6,471	7,656 ～ 5,080
主任	108	40.3	5,594	6,826 ～ 4,555
係員	131	33.4	4,832	6,813 ～ 3,939

注:「課長補佐」には、役職定年により管理職から異動した職員も含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	275	57.2	11,111	14,866 ～ 8,608
准教授	174	52.8	9,253	10,607 ～ 7,687
講師	48	51.9	8,882	9,650 ～ 7,749
助教	61	48.5	7,630	8,428 ～ 6,808
助手	1			

注:助手の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	6	55.8	8,596	8,715 ～ 8,469
看護師長	35	51.9	7,348	7,782 ～ 5,656
副看護師長	72	45.2	6,662	7,927 ～ 4,853
看護師	605	33.2	5,591	7,536 ～ 3,979

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.8	% 53.7	% 53.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.2	% 46.3	% 46.3
	最高～最低	% 54.8～42.6	% 55.5～42.1	% 54.8～42.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.7	% 54.7	% 54.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.3	% 45.3	% 45.3
	最高～最低	% 53.3～41.0	% 53.3～41.2	% 53.3～41.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.8	% 50.8	% 50.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 49.2	% 49.2	% 49.2
	最高～最低	% 58.7～43.3	% 58.7～43.4	% 58.7～43.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.2	% 55.2	% 55.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.8	% 44.8	% 44.8
	最高～最低	% 49.8～41.6	% 49.8～34.6	% 49.8～39.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	53.0	53.0	53.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	47.0	47.0	47.0
	最高～最低	53.6～44.6	53.6～44.6	53.6～44.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	55.2	55.2	55.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.8	44.8	44.8
	最高～最低	47.3～41.7	47.3～41.7	47.3～41.7

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 84.7</li> <li>・年齢・地域勘案 88.5</li> <li>・年齢・学歴勘案 84.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 88.5</li> <li>(参考)対他法人 98.8</li> </ul>
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.3%】                      (国からの財政支出額23,957百万円、支出予算の総額91,053百万円:令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】</p> <p>(法人の検証結果)                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は26.3%であり、累積欠損は生じていない。                      また、対国家公務員指数はいずれも100を下回っており、本学の給与水準は適正なものであると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)                      法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))                      当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 99.6</li> <li>・年齢・地域勘案 99.1</li> <li>・年齢・学歴勘案 99.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 100.7</li> <li>(参考)対他法人 101.7</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>令和7年国家公務員給与等実態調査と比較して、以下の点が構造的に異なるため、対国家公務員指数を上回る要因となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の地域手当が12.5%であるのに対し、国は約76%が4級地(8%)以下の適用(かつ約45%が非支給地)であること</li> <li>・本学職員の最終学歴が大卒74.3%、短大卒25.7%であるのに対し、国は大学卒10.0%、短大卒88.5%、高校卒1.5%であり、高学歴化が進んでいること</li> <li>・本学において国の医療職(三)1級相当(准看護師)の構成割合は0%であるのに対し、国は1.7%であること</li> </ul>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.3%】 (国からの財政支出額23,957百万円、支出予算の総額91,053百万円:令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】</p> <p>(法人の検証結果) 対国家公務員指数において、100を上回っている指数があるが、上記の理由によるものであり、また、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は26.3%であって、累積欠損は生じていないことから、本学の給与水準は適正なものであると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努める。

※注:令和7年4月に国家公務員の地域手当制度が見直され級地区分数及び級地(支給割合)が改正されたところ、各指数に関して、国家公務員の給与の額については経過措置終了後の地域手当の支給割合による推計値を用いており、地域勘案(年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案)に用いる国家公務員の地域手当の級地区分も同様に経過措置終了後のものによっている。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

94.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和7年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

##### 【事務・技術職員】

○22歳(大卒初任給)

月額 220,000円 年間給与 3,363,966円

○35歳(主任)

月額 327,487円 年間給与 5,464,558円

○50歳(副課長)

月額 415,125円 年間給与 7,007,595円

##### 【教育職員】

○27歳(博士修了初任給(助教))

月額 383,850円 年間給与 5,783,037円

○35歳(助教)

月額 410,737円 年間給与 6,840,468円

○50歳(教授)

月額 606,712円 年間給与 10,364,456円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円)

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成18年から「勤務成績の判定基準」を定め、その基準に基づき、勤勉手当(6月・12月)における支給割合の増減を行うとともに、昇給の区分(号俸数)を決定しており、当該仕組みを引き続き継続する。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 18,441,903	千円 18,384,516	千円 18,320,073	千円 18,236,653	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,585,268	千円 1,300,857	千円 1,473,805	千円 836,631	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 14,267,902	千円 14,808,614	千円 15,840,140	千円 16,259,118	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 4,617,318	千円 4,706,047	千円 4,833,492	千円 4,914,303	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 38,912,392	千円 39,200,036	千円 40,467,512	千円 40,246,706	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比0.5%減(83,420千円減)となった。これは、給与法等の改正に準拠した俸給月額の上昇を実施した一方、地域手当の減率改定や、常勤職員の減員に伴う支給総額減少の影響が大きかったことが主な要因である。

「最広義人件費」は、対前年度比0.6%減(220,806千円減)となった。これは、退職者の減に伴う退職手当の減額が主な要因である。

### Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

教育職員(大学教員)の定年年齢は65歳である。事務・技術職員及び医療職員(病院看護師)については、令和5年4月1日より定年年齢を60歳から段階的に引き上げて65歳とする(令和5年度より、定年60歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となる)。定年年齢の引上げに伴い、事務・技術職員及び医療職員(病院看護師)については、役職定年制(管理職の職員は60歳に達した日後の最初の4月1日に管理職以外の職に異動する制度)を設けているほか、職員の基本給について60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準とすることとした。

### Ⅴ その他

特になし